

税務経理

●昭和二十四年一月二十五日 第三種郵便物認可●発行/毎週二回火・金曜日(但し祝日を除く)●発行所/時事通信社 東京都中央区銀座五丁目十五番八号 〒100-0411
八二七八●電話/〇三六八〇〇
一一一一●●時事通信社二〇〇八

目次

フォーラム

拜啓IASB殿

会計主体論と呼ばれる会計学の重要な論点がある。これまで、所有主(株主)の立場から会計を行う所有主説(資本主説)と、企業自体の立場から会計を行うエンティティ説(企業主体説)が対立していた。

大企業が出現してからは、理論上はエンティティ説が優勢であったが、制度上は、所有主説の立場に立つて会計が行われてきた。

ところが今年の五月、国際会計基準審議会(IASB)と米国の財務会計基準審議会

名古屋大学大学院教授
佐藤 倫正

(IASB)が合同で公表した国際会計の新しい概念フレームワークの「公開草案」で、「両審議会は「エンティティの立場から財務報告がなされるべきだ」と決定した。まさに画期的な変革の提案であり、先の九月二十九日を締め切りとしてコメントレターが求められていた。

所有主説は、所有主(株主)にとつての利益を計算しようとする。これに対し、エンティティ説は、経済主体にとつての利益を計算する。別の言い方をすると、株主が抛出した資本に対する報

酬を、所有主説では認識しないが、エンティティ説では費用として認識計上する。エンティティ説による利益は主体利益と呼ばれ、主体利益の累積額は、主体持ち分として貸借対照表に表れることになる。

この主体持ち分は、これまで自動的に株主持分に算入されていた。それが分離されて報告されると、株主や債権者や従業員や消費者を含むステークスホルダーの関与する持ち分にスポットライトが当てられる。その結果、資本主義の形が株主中心からステークスホルダー中心へ変わる可能性も出てくる。

両審議会は、本当に、このような会計の大変革を求めたのであろうか。その真意を確かめるため、IASBの解釈指針委員を務められたことのある秋山純一先生(多摩大学名誉教授)と連名で、ロンドンのIASBあてにコメントレターを書くことにした。そこでは、エンティティ説の採用に賛成するが、その場合は、「すべての資本提供者が提供した資本のコストを認識する」と概念フレームワークに明記するよう求めた。

世界各国から百三十七通のコメントレターがIASBとFASBに寄せられた。日本の企業会計基準委員会(ASBJ)のものには三十五番目で、エンティティ説に反対したようだ。われわれのコメントレターは九十六番目に登録されている。

